

## 申出直前チェックシート

**【重要】** 少量新規化学物質の申出にあつては、厚生労働省・経済産業省・環境省が公表している最新の「少量新規化学物質の申出手続について」（申出要領）を確認の上、申出を行ってください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR3.pdf)

※チェックシート中の「項番号」は、申出要領において該当する項番号等です。

●書類等の有無の確認及び書類間の整合、申出書の内容確認

項番号	チェック内容	チェック欄
C-2	以下の提出資料が揃っているか。	/
	・ 申出書（正本 3 部）	
	・ 用途証明書（コピー3 部、用途なしで申出する場合は不要）	
	・ 軽微修正承諾書	
	・ 光ディスク（1 法人につき 1 部）（CD または DVD に限る）	
	《内容》・ 少量新規申出物質の一覧表（CSV 形式）	
	・ 申出ごとの構造式ファイル*（MOL ファイル形式） *同じ物質であっても申出が異なる場合は、それぞれの申出に対する MOL ファイルが必要です。	
	・ 法人番号確認用資料（1 法人につき 1 部）	
	・ 返信用封筒（（簡易）書留・切手付き。必要部数*） *用途証明書なしで申出する場合は、確認通知書が各月の発送になるため、複数枚の封筒が必要になります（申出数量が 100kg 以下の場合を除く）。	
別添 1	申出書は以下の内容を満足しているか。	/
	・ 標題の記載がある。	
	・（新規化学物質を製造しようとする場合）事業場の名称に間違いがない。	
	・（新規化学物質を製造しようとする場合）所在地が記入されている。	
	・ 新規化学物質の名称に間違いがない。	
	・ 新規化学物質の構造式又は示性式は molFileCheck ツールから出力される画像データをコピーして作成している。 （ご参考） molFileCheck ツール以外でも NITE MOL ファイル作成システムで MOL ファイルの画像データが作成できます。 <a href="https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/NITE_MOLfile_system_user_manual.pdf#page=6">https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/NITE_MOLfile_system_user_manual.pdf#page=6</a>	
	・ 物理化学的性状の記載内容に不備がない。	
	・ 成分組成の欄に、成分が全て記入されている、また、各成分の合計が 100% となっている。既存物質の場合は物質名と官報公示整理番号、新規物質の場合は他申出の状況についての記載がある。1%未満の不純物の場合は名称の後ろに括弧書きで 1%未満であることを明記している（例：不純物（1%未満））。	
	・ 確認を受けようとする年度が元号で記載されている。【西暦での記載不可】	
	・ 製造予定数量又は輸入予定数量が 1000kg 以下となっている。また、同一物質を複数の用途で申し出る場合に、それらの製造予定数量又は輸入予定数量の合計が 1000kg を超えないようになっている。また、電算処理コードの⑤申出数量と一致している。	
	・ 新規化学物質の用途番号が記載されている。（用途証明書を添付できない場合を除く。）また、記載されている用途番号が用途証明書に記載の用途番号と一致している。電算処理コードの④用途番号と一致している。	
	・（新規化学物質を輸入しようとする場合）国名又は地域名が記載されている。	
	・ 申出書の参考事項について、以下の内容が記載されている。	
i. 申出書に新規化学物質の名称が物質名で記載され、かつ用途証明書に商品名が記載		

	<p>されている場合、申出書の参考事項に商品名が記載されている。</p> <p>ii.用途証明書を添付できない場合、理由が記載されている。</p> <p>iii.前年度の確認数量、実績数量が記載されている。また、電算処理コードの⑦前年度の確認数量、⑧前年度の実績数量と一致している。</p> <p>・申出年月日が元号で記載されており、提出日と一致している。【西暦での記載不可】</p> <p>・法人名称、代表者の役職名、氏名、及び所在地が記載されている。</p> <p>・宛先が、「厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣」の順に記載されている。</p> <p>・電算処理コードは①～⑫まで必要事項が記載されている。</p> <p>・連絡担当者と連絡先が記載されている。</p>	
参考2	<p>用途証明書について、以下のとおりとなっているか（電子メール以外の用途証明書の場合）。</p> <p>①申出する全ての用途の用途証明書が添付されている。</p> <p>②以下の内容が記載されているか。</p> <p>i. 用途証明書の宛先（社名、部署、役職、担当責任者氏名）</p> <p>ii. 新規化学物質（又は商品）の「名称」「用途番号」及び「用途分類」</p> <p>iii. 使用者（社名、部署、役職、担当責任者氏名、住所）</p> <p>iv. 使用者の押印（会社印のみは不可）又は署名</p> <p>③用途証明書の上部右側に受付コード（法人番号から始まる全ての受付コード）が記載されているか。</p>	
参考2	<p>用途証明書について、以下のとおりとなっているか（電子メールによる用途証明書の場 合）。</p> <p>①申出する全ての用途の用途証明書が添付されている。</p> <p>②以下の内容が記載されているか。</p> <p>・電子メール宛先（電子メールの受信者。メッセージ本文の用途証明書の宛先と一致していること。）</p> <p>・電子メール差出人（電子メールの送信者。メッセージ本文の用途証明書の使用者と一致していること。）</p> <p>i. 用途証明書の宛先（社名、部署、役職、担当責任者氏名、電子メールアドレス）</p> <p>ii. 新規化学物質（又は商品）の「名称」「用途番号」及び「用途分類」</p> <p>iii. 使用者（社名、部署、役職、担当責任者氏名、住所、電子メールアドレス）</p> <p>③用途証明書の上部右側に受付コード（法人番号から始まる全ての受付コード）が記載されているか。</p>	
C-3 (15)	<p>返信用封筒について以下のとおりとなっているか。</p> <p>①申出者の住所、会社名、担当部署名、担当係が記入されている。</p> <p>②封筒サイズがA4判の大きさの用紙を折らずに入れられる封筒である。</p> <p>③「書留」、「簡易書留」（必要に応じて「速達」と朱書されている。</p> <p>④返信用切手が貼付されている。</p> <p>⑤返信用封筒の宛先が申出者の会社名と一致している。</p>	

●光ディスクの内容確認

項番号	チェック内容	チェック欄
参考 1	構造式ファイル (MOL ファイル形式) は molFileCheck ツールでエラーチェックを行っているか。	
別添 2 3.	少量新規申出物質の一覧表 (CSV 形式) のファイル名の冒頭部分が【社名_法人番号_物質件数】となっているか。	
C-3 (11)	少量新規申出物質の一覧表 (CSV 形式) の様式は最新のものを使用しているか。	
C-3 (6)	申出書に記載された「受付コード」「物質の名称」と光ディスク中の少量新規申出物質の一覧表 (CSV 形式) の「受付コード」「物質の名称」が一致しているか。	
別添 2 2.	光ディスク中の少量新規申出物質の一覧表 (CSV 形式) をメモ帳やワードパッドなどで開いた際に、法人番号がきちんと表示されているか。	
別添 2 4.	申出書の物質名で特殊文字が使われている場合、少量新規申出物質の一覧表 (CSV 形式) の名称について申出システムを使用して記載したものをコピーしたもの、または、記入ルールに沿っているものとなっているか。	
C-3 (10)	光ディスクの表面に企業名、法人番号、申出日が記載されているか。	